

要件設定型一般競争入札の実施について

次のとおり要件設定型一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び佐伯市契約規則（平成17年佐伯市規則第66号）第22条に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 10 日

佐伯市長 富高 国子



第1 競争入札に付する事項（単価入札・単価契約）

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 1 件 名 | 令和8年度 エコセンター番匠 コークス |
| 2 納入場所 | 佐伯市東浜1番38号 エコセンター番匠 |
| 3 納入期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 4 仕様 | 仕様書のとおり |
| 5 入札参加申込期間 | 公告日から令和8年2月26日まで |
| 6 入札日時 | 令和8年3月6日 14時00分 |
| 7 入札場所 | 佐伯市東浜1番38号 エコセンター番匠 管理棟2階 大会議室 |
| 8 予定価格 | 公表しない |
| 9 最低制限価格 | 適用しない |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成24年佐伯市告示第155号。）第6条の有資格者名簿登録があり、且つ仕様を満たすコークスの納入をすることが出来る者。
- 2 次の各号に該当する者は、入札に参加できません。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すると認められる者。
 - (2) 公告日から入札予定日までのいずれの日においても佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成24年告示第163号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けている者。

第3 契約条項を示す場所等

担 当 課 佐伯市市民生活部清掃課
郵便番号 876-0821
場 所 大分県佐伯市東浜1番38号 エコセンター番匠
電話番号 0972-22-5650
電子メールアドレス seisosisetu 【@】 city.saiki.lg.jp

第4 入札手続等

1 仕様書等の交付の期間及び方法

(1) 交付期間

公告の日から令和8年2月26日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の17時までとする。

(2) 交付方法

仕様書等（入札説明書及び各種様式含む）の交付については、佐伯市ホームページ（<https://www.city.saiki.oita.jp>）に掲載するので、ダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、第3の担当課へ問い合わせること。

2 仕様書等に対する質問について

(1) 質問について

仕様書等に対する質問がある場合には、令和8年2月18日の17時までに第3の担当課へ質問書（別紙様式）を電子メールにより提出すること。なお、電子メールを送信した場合は確認のため、送信した旨を第3の担当課へ電話にて通知すること。

(2) 質問に対する回答

令和8年2月25日までに、質問者に対し電子メール（質問書提出時の宛先へ返信）により行うものとする。また、内容によっては、佐伯市ホームページに掲載するものとする。（<https://www.city.saiki.oita.jp>）

3 競争入札参加資格確認申請書類の提出期間等

入札参加者は、第2に掲げる資格を有することを確認するために、次に掲げる書類（以下「申請書」という。）を提出期間内に提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書 1部

(2) 提出期間

公告の日から令和8年2月26日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の17時までとする。

(3) 提出方法

提出期間内に第3の担当課に持参又は郵送（一般書留、簡易書留のいずれかによる。）により提出すること。郵送に係る費用は入札者の負担とする。なお、郵送する場合は、確認のため郵送した旨を第3の担当課へ電話にて通知すること。

(4) 提出された申請書は、返却しないものとする。

(5) 提出期限以降における申請書の修正、差替え又は再提出は、原則として認めないものとする。

(6) 申請書様式については、佐伯市ホームページに掲載するので、ダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、第3の担当課へ問い合わせること。（<https://www.city.saiki.oita.jp>）

4 競争入札参加資格の確認及び通知

入札参加者から提出された申請書に基づき、令和8年3月4日までに入札参加資格を確認するものとする。入札参加資格を有する者に対する通知は省略することができるものとし、入札参加資格を有さない者に対する通知は、令和8年3月4日までに行うものとする。

5 入札説明会 実施しない

6 入札保証金 免除する（佐伯市契約規則第21条第3項第2号）

7 入札実施日等について

(1) 入札日時 令和8年3月6日 14時00分

(2) 入札場所 佐伯市東浜1番38号 エコセンター番匠 管理棟2階 大会議室

(3) その他 別紙「入札注意事項」参照のこと。

第5 無効入札に関する事項

1 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

(1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。

(2) 入札参加者又はその代理人が同一入札に対して2以上の入札をしたとき。

(3) 入札金額のないとき。

(4) 金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。

(5) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。

(6) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。

(7) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。

(8) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。

(9) 関係諸法令又は入札に関する条件に違反したとき。

第6 その他

1 この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、佐伯市契約規則、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。

2 申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。

3 契約担当者は、落札者決定後、契約締結までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消しを行うことができるものとする。

この場合において、契約担当者は落札者決定の取消しに伴う損害賠償の責を一切負わないものとする。

(1) 指名停止に基づく指名停止措置を受けたとき。

(2) この入札の公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

4 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5 契約担当者は、必要があると認められる場合は、入札若しくは開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、入札若しくは開札の延期又は中止に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

6 この競争入札に参加しようとした者から提出された申請書は、公表しないものとする。ただし、情報公開請求、地方自治法第98条による請求又は刑事訴訟法第197条第2項による照会等があったときはこの限りでない。

7 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。

8 その他不明な点は、第3の担当課まで照会すること。